

報告第 6 号

専決処分の報告について《除雪車物損事故（網野町浜詰 R5.12.23）に係る損害賠償額の決定》

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 5 月 17 日提出

京丹後市長 中山 泰

(別記)

専決第 1 4 号

専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 5 月 8 日

京丹後市長 中 山 泰

損害賠償の額の決定について

京丹後市網野町浜詰地内において発生した物損事故により、相手方に損害を与えたので、損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 事故の概要

令和 5 年 1 2 月 2 3 日、京丹後市網野町浜詰地内において、本市の除雪業務を受託している地区の作業員が、除雪車を使用し市道稲木場線の除雪作業を行っている際、除雪車の屋根が住宅の屋根に接触し、相手方屋根を破損させる損害を与えたもの。

2 損害賠償の額 2 2 , 0 0 0 円

3 損害賠償の相手方 京丹後市網野町在住 個人